

## 鳥取県告示第714号

平成24年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、希望業種に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のウ又はサに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

### 2 申請手続

#### (1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 総括表（様式第2号）

ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類

オ 法人にあつては平成23年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前1年の貸借対照表及び損益計算書

カ 法人にあつては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては当該個人の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 1の(5)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書

ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第18号）に確認印を受けた副本の写し

ケ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

コ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のう

ち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成23年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

サ コに該当しない者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）（いずれも平成23年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

シ 様式第1号から様式第4号まで及び提出書類一覧表の電子データ（鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手し、作成したエクセルファイルに限る。なお、ファイル形式はExcel2010以前の形式とし、フレキシブルディスクカートリッジ（FD）又は光ディスク（CD-R）で提出するものとする。）

## (2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあつては、知事が別に定める期間においても、提出することができる。なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号県土整備部長通知）に基づく資格停止の措置等を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

平成23年12月7日（水）から平成24年1月31日（火）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

## (3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、平成24年1月31日（火）の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

## (4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課入札制度担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347）

## (5) その他

この告示に記載されていない事項については平成24年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、平成23年12月7日（水）から平成24年1月31日（火）までの間に鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手するものとする。

## 3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成23年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

## 4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

## 5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日
- (2) 平成25年度及び平成26年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成25年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

別表

希望業務種	測量業務	建築関係建設コンサルタント業務											土木関係建設コンサルタント業務																	補償関係コンサルタント業務																										
		建築設計				設備設計				建築監理																																														
希望業務	測量一般	航空測量	建築一般	意匠	構造	建築積算	調査	暖冷房	衛生	電気	機械積算	電気積算	建築監理(建築)	建築監理(電気)	建築監理(機械)	河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	下水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	交通量調査	環境調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算関係	計算業務	資料等整理	施工管理	地質調査業務	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	不動産鑑定	登記手続等

- 注意事項 1 「測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することはできません。  
 2 「建築関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することはできません。  
 3 「建築関係建設コンサルタント業務」においては、建築設計、設備設計及び建築監理の3つの発注業種区分があります。各区分におけるいずれかの業務を希望されれば、当該区分の入札参加資格が受けられます。  
 4 「補償関係コンサルタント業務」の「不動産鑑定」は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録がなければ希望することはできません。

様式第1号

測量等業務入札参加資格審査申請書

受付番号 ※記入不要
---------------

鳥取県知事 平井 伸治 様

平成24年度において、鳥取県で行われる測量等業務に係る入札に参加したいので、次のとおり申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

申請者	H 2 1 ・ 2 2 の 業 者 番 号	ある場合は必ず記入(県内業者:Cで始まる番号、県外業者:Dで始まる番号、記入例:C12345678)。ない場合は、空欄										
	郵 便 番 号											
	住所又は主たる事務所の所在地											
	(フリガナ) 商号又は名称											
	(フリガナ) 代表者職氏名	役職名									氏名	(印)
	電 話 番 号						電 子 メ ー ル ア ド レ ス					
	ファクシミリ番号						電子入札システム対応認証局にカード保有の有無					
	(フリガナ) 担当者職氏名	役職名									氏名	
	営業所登録の有無	※「有」の場合、様式第3号により登録すること。										

総括表

<希望業務の確認>

Table with columns for '希望業種' (Desired Industry), '測量業務' (Surveying Business), '建築関係建設コンサルタント業務' (Construction-related Consultant Business), '土木関係建設コンサルタント業務' (Civil Engineering-related Consultant Business), and '補償関係コンサルタント業務' (Insurance-related Consultant Business). It lists various specific tasks like design, calculation, and surveying.

注意事項 1 測量業務は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することはできません。
2 「建築関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録がなければ希望することはできません。
3 「建築関係建設コンサルタント業務」においては、建築設計、設備設計及び建築監理の3つの免状業種区分があります。各区分におけるいずれかの業務を希望されれば、当該区分の入札参加資格が受けられます。
4 「補償関係コンサルタント業務」の「不動産鑑定」は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録がなければ希望することはできません。
5 「希望」の欄には、入札参加を希望する業務に○印を記入すること。

<営業年数等>

Table for business statistics including '創業' (Inception), '休業又は転(廃)業の期間' (Period of suspension or change/termination of business), '現組織への変更' (Change to current organization), '営業年数' (Number of years in business), and '資本金' (Paid-up capital).

<常勤の職員数(人)>

Table for full-time staff counts categorized by '技術職員' (Technical staff), '事務職員' (Administrative staff), and '計①' (Total 1). A note indicates that ② is the total number of staff.

<業者登録の状況>

Table detailing registration status for various roles: '測量' (Surveying), '建設コンサルタント' (Construction Consultant), '地質調査' (Geotechnical Surveying), '補償コンサルタント' (Insurance Consultant), and '司法書士' (Legal Secretary).

<測量等業務実績高>

Table showing business performance (revenue) for '入札参加資格希望業種区分' (Bidding qualification desired industry category) from '直前1年分決算' (Fiscal year 1 year prior), categorized by business type like '測量業務' (Surveying) and '建築関係建設コンサルタント業務' (Construction-related consultant).

<有資格者(人)>

Table listing qualified personnel for various categories: '一級建築士' (First-class Architect), '二級建築士' (Second-class Architect), '建築設備士' (Building Equipment Engineer), '建築積算資格者' (Building Estimation Qualified Person), 'RCCM' (Construction Management), etc.

記載要領 有資格者欄の記入に当たっては、技術士の建設部門については「土質及び基礎」以外の選択科目、地質調査については建設部門のうち「土質及び基礎」又は応用理学部門のうち「地質」の選択科目を選択した者を計上すること。

登録営業所一覧表

委任先	測量	建築関係建設 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント
-----	----	-------------------	-------------------	------	-----------------

営業所(その1)	郵便番号	-				
	所在地					
	(フリガナ)名					
	(フリガナ)代表者職氏名	役職名	氏名			(印)
	電話番号			電子メールアドレス		
	ファクシミリ番号			電子入札コアシステム対応認証局 ICカード保有の有無		

営業所(その2)	郵便番号	-				
	所在地					
	(フリガナ)名					
	(フリガナ)代表者職氏名	役職名	氏名			(印)
	電話番号			電子メールアドレス		
	ファクシミリ番号			電子入札コアシステム対応認証局 ICカード保有の有無		

記載要領

- 1 契約権限の有無を記入し、委任状等を添付すること。「無」の場合は、原則登録しないこと。
- 2 「委任先」の欄には、申請する業種ごとに委任先として指定する主たる事務所又は営業所について記入することとし、主たる事務所を希望する場合は「1」、営業所(その1)を希望する場合は「2」、営業所(その2)を希望する場合は「3」を記入すること。なお、複数記入は認めない。

測量等業務実績調書

(希望業種区分)

注文者	元請又は 下請の区別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請負代金の額	着手年月	
						完成年月	
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月

(希望業種区分)

注文者	元請又は 下請の区別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請負代金の額	着手年月	
						完成年月	
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月

(希望業種区分)

注文者	元請又は 下請の区別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都道府県名	請負代金の額	着手年月	
						完成年月	
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月
					千円 (うち)	年 月 年 月	年 月 年 月

記載要領

- 1 入札参加を希望する業種の別に作成することとし、4業種以上登録する場合は、2枚に分けて記載すること。
- 2 平成22年4月1日から申請日までの間に完了し成果品を納入した業務について、代表的なもの(3件を限度とする。)を記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば、測量の面積・精度等又は設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 複数業種にまたがる契約の場合は、「請負代金の額」の欄の上限に契約の全体額を、下限に該当業務に係る金額を記入すること。この場合、当該契約に該当業務が含まれていることが確認できる書類(仕様書等)を添付すること。